

## エコアクション21ガイドライン改訂における 制度運営に関する提言（案）

平成27年度エコアクション21ガイドライン改訂に関する調査・検討業務に係る「制度運営関連事項分科会」において出された意見のうち、今後のエコアクション21認証・登録制度の運営のために有益と考えられるものを提言として以下にまとめ、エコアクション21中央事務局に対して提出する。

### 提言

#### 1. 中央事務局のあり方について

改訂（案）では、中央事務局の役割がより明確になっている。中央事務局は、その役割を踏まえ、公正な制度運営に努めること。

#### 2. 地域事務局の運営能力等に応じた取扱いについて

改訂（案）では、中央事務局が「業務の一部の地域事務局への委任」及び「運営能力等に応じた地域事務局の承認・登録」ができることとした。これは、委任業務の内容に区分を設けることで、中央事務局は地域事務局に対し、運営能力等に応じた取扱いを行うことができるものである。運営能力等に応じた取扱いを行う際には、持続性推進機構（現：中央事務局）が設置した「平成25年度エコアクション21認証・登録制度の改革推進のためのワーキンググループ」による検討結果を参考にすること。

#### 3. 審査人について

事業者のエコアクション21の取組を支援し、環境負荷の低減のみならず事業者の価値創造に資するためには、審査人の役割が極めて重要である。従って、審査人にとっては、本ガイドラインの改訂を単なる形式的に捉えることなく、当該改訂の趣旨を適切に理解し、実践することを強く期待するものである。また、審査人の力量を維持・向上させる責任を有する中央事務局には、審査人の「力量の見直し」及び「力量等に応じた要員認証」が求められると考えられる。さらに、多様な専門性を有する者が、審査人として活躍していくことが望ましいと考えられる。

なお、審査人の力量等に応じた要員認証をする際には、持続性推進機構（現：中央事務局）が設置した「平成25年度エコアクション21認証・登録制度の改革推進のためのワーキンググループ」による検討結果を参考にすること。

また、審査人の名称については「支援・審査員」等を新たな案として検討すること。

#### 4. 業種別「等」ガイドラインについて

改訂（案）では、中央事務局の権限に業種別「等」ガイドライン（案）の策定を追加した。これは、従来の業種別ガイドラインに加え、今後、バリューチェーン等を対象とするガイドラインの作成を検討し、大手企業による自社及び自社のバリューチェーンにおける円滑なエコアクション21の導入の支援を意図したものである。また、地方公共団体等における地域社会の低炭素化を目的とした、地域内の事業者における円滑なエコアクション21の導入の支援も意図している。

以上